

## 店頭為替証拠金取引「Oh!FX」お取引に係るご注意

(注意喚起文書)

本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客さまより事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

この取引に関して行われた勧誘が電話による場合、お客さまのご要請によるものであることを改めてご確認ください。

本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客さまの勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

当社の苦情処理措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客さまの場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客さま及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客さまの場合
- ・ 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客さまであって、お客さまの保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます

# 店頭為替証拠金取引説明書

平成 27 年 9 月

本説明書は、住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が取り扱う店頭外国為替保証金取引「Oh! FX(店頭為替証拠金取引)」(以下「Oh! FX」といいます。)について説明するものです。

Oh! FXの取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

Oh! FXは、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。Oh! FXは、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

## 目 次

Oh! FXのリスク等重要事項について .....	1
Oh! FXの仕組みについて .....	4
・取引の方法 .....	4
・注文執行基準 .....	6
・証拠金 .....	8
・決済に伴う金銭の授受 .....	13
・益金に係る税金 .....	14
Oh! FXの手続きについて .....	15
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 .....	18
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 .....	22

本説明書は、登録金融機関が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引であるOh! FXについて説明します。

## Oh! FXのリスク等重要事項について

### 手数料などの諸費用について

当社で行うOh! FXの取引手数料は無料です。ただし、ミニ取引を行うにあたっては、1取引単位あたり50円(消費税非課税)の取引手数料をいただきます。

### Oh! FXのリスクについて

#### < 価格変動リスク >

取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場の状況によっては差し入れた証拠金以上の損失が発生する可能性がありますので、投資を行う際は、十分な余裕資金を持つようにしてください。

お預りしている預託証拠金を超える損失が発生しないようロスカットルールを設けておりますが、相場の急激な変動により預託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

#### < コンバージョンリスク >

クロスカレンシー取引においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります(コンバージョンリスク)。

#### < 金利変動リスク >

取引対象である通貨の金利が変動すること等により、保有する建玉のスワップポイントの受取額が減少する可能性、支払額が増加する可能性があります。また、建玉を構成する2国間の金利水準が逆転した場合等は、それまでスワップポイントを受取っていた建玉で支

払いが発生する可能性があります。

#### <流動性リスク>

流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常取引時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合があります。お取引が困難または不可能となる可能性もあります。

#### <信用リスク>

Oh! FXの取引は当社とお客さまの相対取引であり、また、当社はお客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引相手方とカバー取引を行っております。従って、お客さまは当社及びカバー取引相手方の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

#### <システム障害リスク>

取引システムまたは当社とお客さまの間を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合等には、相場情報等の配信、注文発注・執行等が遅延したり、不可能になることがあり、その結果、不測の損失が発生する可能性があります。

#### <カバー取引先および預託証拠金の管理方法について>

当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の会社と行っています。

カバー取引先：SBIリクイディティ・マーケット株式会社

SBIリクイディティ・マーケット株式会社は当社からのカバー取引に際し、外国為替銀行をカバー取引の相手方としております。

お客さまから預託を受けた証拠金は、顧客区分管理信託にて、当社の固有財産とは明確に区分して管理しております。

信託先：三井住友信託銀行株式会社

お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

## Oh! FXの仕組みについて

当社によるOh! FXは、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

### 取引の方法

当社が取り扱う Oh! FX の取引内容は次のとおりです。

- a . Oh! FXにおいては、対日本円取引が17通貨、クロス取引が3種類、ミニ取引が6種類取引されます。

通常取引の対日本円取引、およびクロス取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

通貨ペア	取引単位	呼び値の 最小変動幅
米ドル/円	10,000米ドル	0.01(100円)
ユーロ/円	10,000ユーロ	0.01(100円)
英ポンド/円	10,000英ポンド	0.01(100円)
豪ドル/円	10,000豪ドル	0.01(100円)
N Z ドル/円	10,000N Z ドル	0.01(100円)
カナダドル/円	10,000カナダドル	0.01(100円)
スイスフラン/円	10,000スイスフラン	0.01(100円)
香港ドル/円	100,000香港ドル	0.01(1,000円)
人民元/円	100,000元	0.01(1,000円)
韓国ウォン/円	10,000,000ウォン	0.01(100,000円)
南アフリカランド/円	100,000南アフリカランド	0.01(1,000円)
シンガポールドル/円	10,000シンガポールドル	0.01(100円)
メキシコペソ/円	100,000メキシコペソ	0.01(1,000円)
ノルウェークローネ/円	10,000ノルウェークローネ	0.01(100円)
スウェーデンクローナ/円	10,000スウェーデンクローナ	0.01(100円)
ポーランドズロチ/円	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)

トルコリラ/円	10,000トルコリラ	0.01(100円)
ユーロ/米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)
英ポンド/米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)
豪ドル/米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)

ミニ取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

通貨ペア	取引単位	呼び値の 最小変動幅
ミニ米ドル/円	1,000米ドル	0.01(10円)
ミニユーロ/円	1,000ユーロ	0.01(10円)
ミニ英ポンド/円	1,000英ポンド	0.01(10円)
ミニ豪ドル/円	1,000豪ドル	0.01(10円)
ミニNZドル/円	1,000NZドル	0.01(10円)
ミニ南アフリカランド/円	10,000南アフリカランド	0.01(100円)

ミニ取引は、通常取引の10分の1の単位で取引が行えます。

- b. 当社は、通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客さまに提示するオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。
- c. 建玉は、転売もしくは買戻し（反対売買）することで手仕舞いでき、為替差損益金を証拠金口座で決済します。
- d. 転売もしくは買戻し（反対売買）による手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越し、為替差損益金・スワップポイントを証拠金口座で決済します。
- e. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント（差額調整分）を当社との間で授受します。また、建玉の約定価格はロールオーバー時点の当社の提示する価格に変わり、為替差損益が発生します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方がお客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。ロールオーバーは原則として日本時間午前6時半以降(米国夏時間の場合



は午前5時半以降に自動的に行ないます。

- f. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。(「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「証拠金」の「(6)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- g. 転売又は買戻しにより発生した為替差損益ならびにロールオーバーにより発生した為替差損益とスワップポイントの決済日は、原則として、当該転売又は買戻しならびにロールオーバーを行った取引日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。また、取引日の翌々営業日が月曜日で、かつ祝日でない場合は、決済日は取引日直後に到来する土曜日となります。

## 注文執行基準

当社は、店頭為替証拠金取引におけるお客様の注文について、次に掲げる注文区分に応じ、以下で定める基準に従って執行するものとします。

### (1) 成行注文

- a. 当注文は、お客様が注文時に、売買を行いたい価格(注文価格)を指定せずに行います。
- b. 当注文は、他の注文(2WAY・指値・逆指値)の影響を受けることなく、当社のシステムに到達した順番が早いものから執行します。また、約定時間帯外は、当注文は発注できません。
- c. 当注文の執行は、当該注文が当社のシステムに到達した時点の価格で約定するため、注文時の提示価格と実際の約定価格は相違することがあり、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。
- d. 1注文あたりの上限数量は500枚ですが、それ以内であれば、条件を満たしたすべての注文が約定となります。

## (2) 2WAY 注文

- a. 当注文は、注文時点の売り価格もしくは買い価格を確認し、当該価格のスリッページ幅を指定して行います。
- b. 当注文は、他の注文（成行・指値・逆指値）の影響を受けることなく、当社のシステムに到達した順番が早いものから執行します。また、約定時間帯外は、当注文は発注できません。
- c. 当注文の執行は、当該注文が当社のシステムに到達した時点の価格が、お客さまの注文価格と等しいか、注文価格と比べて有利な場合には、当該価格をもって約定します。不利な場合には、お客さまが指定したスリッページ幅の範囲内であれば、当該価格をもって約定し、許容範囲を超えている場合には失効します。
- d. 1注文あたりの上限数量は500枚ですが、それ以内であれば、条件を満たしたすべての注文が約定となります。

## (3) 指値注文

- a. 当注文は、お客さまがあらかじめ売買価格を指定して行います。
- b. 当注文は、当該注文が当社のシステムに到達した時点の価格に対して、有利な価格が注文価格として指定されたもののみ有効な注文として受注します。ただし、注文価格が当社のシステムに到達した時点の価格から50%以上乖離した場合、当該注文は受け付けません。
- c. 当注文は、売り・買いとも、指定した注文価格をもって執行します。ただし、国内が祝日でない月曜日のマーケットオープン後5分間の指値注文およびIFD・IFDOCOの子指値注文の売りは、指定した注文価格（以上の価格）、買いは、指定した注文価格（以下の価格）をもって執行します。
- d. 当注文は、他の注文（成行・2WAY・逆指値）の影響を受けることなく、当該注文が当社のシステムに到達した後、指定した注文価格を満たした時刻が同一であれば、すべて同時に処理されます。
- e. 1注文あたりの上限数量は500枚ですが、それ以内であれば、条件を満たしたすべての注文が約定となります。

## (4) 逆指値注文

- a. 当注文は、お客さまが注文時に価格を指定し、指定した価格以上に価格が上昇したときに買いの成行注文、指定した価格以下に価格が下落したときに売の成行注文と同様の処理を行います。

- b. 当注文は、当該注文が当社のシステムに到達した時点の価格に対して、不利な価格が指定されたもののみ有効な注文として受注します。ただし、注文価格が当社のシステムに到達した時点の価格から 50%以上乖離した場合、当該注文は受け付けません。
- c. 当注文の売りは、顧客が指定した価格以下に価格が下落したとき、買いは、指定した価格以上に価格が上昇したときに、当該時点をもって通常の成行注文を受付けたのと同様に、注文の執行を行います。
- d. 当注文は、他の注文（成行・2WAY・指値）の影響を受けることなく、当該注文が当社のシステムに到達した後、指定した注文価格を満たした時刻が同一であれば、すべて同時に処理されます。
- e. 1 注文あたりの上限数量は 500 枚ですが、それ以内であれば、条件を満たしたすべての注文が約定となります。

## 証拠金

### (1) 証拠金の入金

Oh! FX 口座への入金は、当社の代表口座円普通預金口座からの振替によるものとします。有価証券等による充当はできません。

### (2) 証拠金必要額

発注に必要な証拠金は、当社の定めた取引証拠金とします。

取引証拠金とは、通貨ペア・レバレッジコースごとに当社が定めた、新規注文の発注および建玉の保有に必要な 1 取引単位あたりの証拠金の額です。

#### a. レバレッジコース

Oh! FX(店頭為替証拠金取引)における、レバレッジコースは次の表のとおりです。

レバレッジ 1	レバレッジ 1 倍前後のお取引
レバレッジ 3	レバレッジ 3 倍前後のお取引
レバレッジ 5	レバレッジ 5 倍前後のお取引
レバレッジ 10	レバレッジ 10 倍前後のお取引
レバレッジ 25	レバレッジ 10 ~ 25 倍のお取引

レバレッジ30	レバレッジ10～30倍前後のお取引
---------	-------------------

レバレッジ 25 は個人のお客さまのみ、レバレッジ 30 は法人のお客さまのみのお取扱いです。その他のレバレッジコースは個人・法人のいずれのお客さまも選択可能です。

お客さまの任意によるコース変更が可能です。

証拠金口座開設当初のコースは「レバレッジ 10」に設定されます。

#### b. 取引証拠金の取扱い

各取引の必要証拠金額は、原則、毎為替取引営業日終了時点で当社が適用する為替レートにて換算した取引金額（想定元本）に以下の表の割合を乗じた金額になります。円未満の端数が生じる場合は、円単位で切り上げるものとします。

#### < 通常取引 >

通貨ペア	レバレッジコース					
	レバレッジ 1	レバレッジ 3	レバレッジ 5	レバレッジ 10	レバレッジ 25	レバレッジ 30
米ドル/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
ユーロ/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
英ポンド/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
豪ドル/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
NZドル/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
カナダドル/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
スイスフラン/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
香港ドル/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
人民元/円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
韓国ウォン/円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
南アフリカランド/円	100%	33%	20%	10%	4%	3%
シンガポールドル/ 円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
メキシコペソ/円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
ノルウェークローネ	100%	33%	20%	10%	10%	10%

/円						
スウェーデンクロー ナ/円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
ポーランドズロチ/ 円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
トルコリラ/円	100%	33%	20%	10%	10%	10%
ユーロ/米ドル	100%	33%	20%	10%	4%	3%
英ポンド/米ドル	100%	33%	20%	10%	4%	3%
豪ドル/米ドル	100%	33%	20%	10%	4%	3%

<ミニ取引>

通貨ペア	レバレッジコース			
	レバレッジ1	レバレッジ3	レバレッジ5	レバレッジ10、25、30
ミニ米ドル/円	100%	33%	20%	10%
ミニユーロ/円	100%	33%	20%	10%
ミニ英ポンド/円	100%	33%	20%	10%
ミニ豪ドル/円	100%	33%	20%	10%
ミニNZドル/円	100%	33%	20%	10%
ミニ南アフリカランド /円	100%	33%	20%	10%

(3) 証拠金不足の判定

お客様の預託額が、原則、毎為替取引営業日終了時点において当社が適用する為替レートにて換算した取引金額（想定元本）の4%（個人のお客様の場合の法定水準。なお、法人のお客様の場合、2%を適用します。）を満たさず、預託額に不足が生じている場合は、不足額を充当して頂く必要があります。

原則、証拠金不足の判定を行った翌為替取引営業日終了時点の30分前に再度確認を行い、不足額が充当されない場合は、お客様の建玉を、約定日の古いものから不足額が充当されるまで、順次強制決済させて頂きます。

不足額の充当については、原則、証拠金不足の判定を行った、翌為替取引営業日終了時点の30分前に行う再確認までに不足額を振替えいただくか、未決済建玉の全部もしくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要がございます。

相場の好転による不足額の充当は認められません。

#### (4) 不足金の差入れ

預託証拠金を超える損失が発生しないようロスカットルールを設けておりますが、相場の急激な変動等により損失が預託証拠金の額を超える場合があります。預託証拠金で充当できない場合は、速やかに0h! FX口座に入金していただく必要があります。当該不足金のご入金がない場合、当社は、お客さまに通知することなく、お客さま名義の当社に対する預金等よりその額に相当する金額を引落し、当該債務の弁済にあてるものとします。それでも不足金の充当ができない場合は、お客さまは、その額に相当する金銭を当社所定の方法により直ちに支払うものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

#### (5) 為替差損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する為替差損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に加算又は減算されます。

#### (6) ロスカットの取扱い

登録金融機関は、お客さまの建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額が預託証拠金額に対して所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客さまの計算において建玉を反対売買して決済します。(「ロスカットルール」といいます。)

##### a. ロスカットルール

取引時間中1分ごとの時価評価において、実質証拠金額が必要証拠金額に対してロスカット水準を下回った場合(預託証拠金率がロスカット水準を下回った場合)損失の拡大を防ぐため、他の注文(成行・2WAY・指値・逆指値)の影響を受けることなく、実質証拠金額が必要証拠金額に対して100%以上(注)になるまで、お客さまの計算において建玉毎に反対売買を行い決済します(以下「ロスカット」といいます)

す。)。ロスカットは、評価損の大きいものから順に反対売買します。

評価損が同額の場合は、ロールオーバーを経ていない建玉は、約定時刻の古い順に、ロールオーバーによって繰り越された建玉は、当社が任意の建玉を反対売買します。ただし、相場の状況により、預託証拠金率がロスカット水準を下回っても即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。

・実質証拠金額 = 預託証拠金額 + 未振替損益 + 評価損

・必要証拠金額 = 取引証拠金額 × 取引数量

(注) 建玉毎のロスカット処理が終了した時点における取引レートで計算した預託証拠金率が100%以上になるまで行います。ロスカット終了時点における取引レートによっては、ロスカット終了時点の預託証拠金率が100%を下回ることがあります。

ロスカット水準は下記を最低ラインとし、その水準以上に関しては5%ごとに任意設定が可能です。(上限は90%となります。)

当初設定ロスカット水準	
レバレッジ1、3、5、10	レバレッジ25、30
30%	50%

#### b. ロスカットアラーム

取引時間中1分ごとに時価評価を行い、実質証拠金額が必要証拠金額に対してアラーム水準を下回ると(預託証拠金率がアラーム水準を下回ると)、預託証拠金率の低下をお知らせする通知メールを発信します。1取引日につき一度のみの配信となります(一度メールが配信されると、同一取引日に再度アラーム水準に達しても、メールは配信されません)。また、アラーム水準に達したことを検知する前にロスカット水準に達した場合は、メール配信がなくロスカットされます。

アラーム通知を行う預託証拠金率はコースごとの基準を最低とし、それ以上については5%ごとにお客様の任意で設定が可能です。(上限は95%となります。)

当初設定アラーム水準	
レバレッジ1、3、5、10	レバレッジ25、30
50%	70%

なお、電子メールの特性上、当社は、お客さまに対して上記のとおり通知メール

が配信されることを保証するものではないため、通知メールの有無にかかわらず、当社WEBサイト・モバイルサイトより、随時取引状況をご確認ください。

c. 新規注文の自動取消

既に建玉があり、かつ未約定の新規注文がある場合において、取引時間中1分ごとに時価評価を行い、実質証拠金額が必要証拠金額に対して100%を下回った場合、当社は即座に全ての未約定の新規注文を取消します。

(7) 証拠金の出金

出金可能額の範囲内で、証拠金を代表口座円普通預金口座へ出金することができます。

出金可能額は、当社WEBサイトの0h! FX取引画面上「証拠金状況」よりご確認ください。

(8) 証拠金への付利

預託証拠金には、金利は付利されません。

## 決済に伴う金銭の授受

転売又は買戻しに伴うお客さまと当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。(差金決済)

a. 対日本円取引の場合

約定価格差(注1) × 取引単位数 × 取引数量

b. クロス取引の場合

約定価格差(注1) × 取引単位数 × 取引数量 × 米ドル/日本円レート(注2)

(注1) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(注2) ロールオーバーによる建玉の乗換え処理の際は、米ドル/日本円レートはロールオーバーレート(仲値)を使用して計算します。反対売買による差金決済の際は、約定時のレートを使用して計算します。(小数点以下切り捨て)



## 益金に係る税金

個人が行ったOh!FXの取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、住民税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

復興特別所得税は、平成25年から49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

法人が行ったOh!FXの取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

登録金融機関は、お客さまのOh!FXの取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該登録金融機関の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

## Oh! FX の手続きについて

お客さまが当社と Oh! FX(店頭為替証拠金取引)を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

### (1) 取引の開始

#### a . 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、Oh! FX(店頭為替証拠金取引)の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

#### b . Oh! FX 口座の設定

Oh! FXの取引開始に当たっては、あらかじめ当社に代表口座円普通預金が開設されていることが必要です。店頭為替証拠金取引規定、および本説明書の内容を確認のうえ、Oh! FX口座を設定していただきます。

なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

### (2) 注文の指示事項

Oh! FXの注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

#### a . 通貨の種類

#### b . 注文方法(通常、IFD、OCO、IFDOCO、トレール、2WAY)

#### c . 売付取引又は買付取引の別

#### d . 新規又は反対売買(決済)の別

#### e . 執行条件(成行、指値、逆指値)

#### f . 価格(執行条件が成行の場合を除く)

#### g . 注文数量

#### h . 注文の有効期限(執行条件が成行注文の場合を除く)

#### i . その他お客さまの指示によることとされている事項

### (3) 証拠金の入金

Oh! FXの注文をするときは、当社に所定の証拠金を入金していただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、お客さまに受領書を交付します。

### (4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客さまの指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客さまより申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客さまにとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

### (5) 注文をした取引の成立

注文をしたOh! FXが成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客さまに交付します。

### (6) 手数料

当社の手数料は、次の表のようになっています。手数料（消費税非課税）は、取引成立と同時に徴収させていただきます。

#### (手数料表)

通常取引	無料
ミニ取引	対象通貨 6 通貨ペア 1 取引単位あたり 50 円（片道）

### (7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、取引成立のつど（残高があるものの取引成立がない場合は1月ごと。以下「報告対象期間」といいます。）にお客さまの報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金（証拠金に充当する有価証券等を含みます。）及びその他の未決済勘定の現

在高を記載した報告書を作成して、お客さまに交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(9) その他

・当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

・当社では、お客さまのお申出および当社の承諾により特定投資家のお客さまを一般投資家としてお取り扱いさせていただく期間の末日ならびにお客さまのお申出および当社の承諾により一般投資家のお客さまを特定投資家としてお取り扱いさせていただく期間の末日を、毎年8月末とします。

Oh! FXの仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

## 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

登録金融機関は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客さまのために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a．店頭外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、又はお客さまのために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為
- b．お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c．店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、登録金融機関が継続的取引関係にあるお客さま（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d．店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e．店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客さまが当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f．店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g．店頭外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客さま又は第三者に財産上の

- 利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h．店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i．店頭外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため、当該お客さま又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j．本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客さまの知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k．店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l．店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客さま若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客さま若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m．店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n．店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o．店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p．店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

- q . あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r . 個人である金融商品取引業者又は登録金融機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s . 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、登録金融機関がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t . 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u . 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。)につき、個人のお客さまが預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客さまにその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v . 通貨関連デリバティブ取引につき、為替取引営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客さまにその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w . お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって不利な場合)には、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約

定価格の方がお客さまにとって有利な場合)にも、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させること

- x. お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(お客さまがスリッページを指定できる場合に、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- y. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること



## 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。

- ・売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・営業日（えいぎょうび）

原則として、銀行法上に定める銀行営業日とします。土曜日・日曜日・祝日等の休日は除かれます。外貨については、該当通貨国・都市における銀行営業日とします。

- ・オファー

金融商品取引業者が通貨を売り付ける場合のレートで、お客さまはその価格で買い付けることができます。

- ・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客さまを相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- ・為替取引営業日（かわせとりひきえいぎょうび）

0h!FXの取引ができる以下の各日をいいます。米国の夏時間は月曜日のみ日本時間午前7:00～翌午前5:30、火曜日から金曜日は各日本時間午前6:00～翌午前5:30をいいます。米国の冬時間は、月曜日から金曜日の各日本時間午前7:00～翌午前6:30をいいます。土曜日、日曜日、1月1日（1月1日が日曜日の場合は1月2日）は、為替取引営業日には該当しません。

- ・逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

指定した価格以上に価格が上昇したときに買の注文、指定した価格以下に価格が下落したときに売の注文が発注される予約注文をいいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。当社は、金融商品取引業者のうち、登録金融機関に該当します。

- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・指値注文（さしねちゅうもん）

表示価格より有利な価格を指定して行う注文をいいます。

- ・証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、お客さまが差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

- ・スリッページ

お客さまの注文時に表示されている価格又はお客さまが注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

- ・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・追加証拠金（つかしょうきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいきくかわせしょうこきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と証拠金を預託することで取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引(てんとうデリバティブとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・転売(てんばい)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

・特定投資家(とくていとうしか)

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客さまとして取り扱うよう申し出ることができます。

・取引日(とりひきび)

取引日とは、0h! FXの取引ができる日をいいます。月曜日から金曜日までは、原則、為替取引営業日と同じとします。月曜日から金曜日が祝日(海外の祝日は含まず)の場合は、前取引日から継続して1取引日として扱います。

・成行注文(なりゆきちゅうもん)

価格を指定しないで行う注文をいいます。

・値洗い(ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといえます。

・媒介取引(ばいかいとりひき)

金融商品取引業者がお客さまの注文を他の金融商品取引業者に当該お客さまの名前

でつなく取引をいいます。

- ・ビッド

金融商品取引業者が通貨を買い付ける場合のレートで、お客さまはその価格で売り付けることができます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ロスカット

お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

(連絡先)

住信SBIネット銀行 カスタマーセンター

0120-953-895 (通話料無料)

携帯電話・PHS：0570-053-895 (通話料有料)

国際電話：03-5363-7373 (通話料有料)

平日9:00～18:00、土・日・祝日9:00～17:00

(12月31日、1月1～3日、5月3～5日を除く)

ナビダイヤル(0570番号)は、携帯電話・PHSからは20秒10円(税抜)の通話料がかかります。

---

Oh! FXに関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

当社の苦情処理措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005

対象事業者となっている認定投資者保護団体  
ありません。

## 当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

- ・ 商号等 住信SBIネット銀行株式会社  
登録金融機関 関東財務局長（登金）第636号
- ・ 沿革 1986年6月 会社設立  
2007年9月 住信SBIネット銀行開業  
2008年6月 登録金融機関の登録  
2008年7月 金融先物取引業協会へ加入  
2008年8月 取引所為替証拠金取引取扱開始  
2010年1月 Oh! FX(店頭為替証拠金取引)取扱開始
- ・ 設立年月日 1986年6月3日
- ・ 資本金 310億円
- ・ 本店所在地 〒106-6018東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F
- ・ 代表者 代表取締役会長 藤田 万之葉  
代表取締役社長 円山 法昭
- ・ 主な事業 銀行業
- ・ 主要株主 三井住友信託銀行株式会社、SBIホールディングス株式会社
- ・ 苦情受付窓口 住信SBIネット銀行 カスタマーセンター  
0120-953-895または03-5363-7373
- ・ 加入協会及び  
認定投資者保護団体 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人全国銀行協会